

よくある質問 Q&A (2026.8.28 更新)

※Ctrl キーを押しながら目次をクリックすると、該当する回答ページに移動します。

内容

1. 助成全般	3
【Q1-1】 地球環境基金の助成を要望できる期間はいつですか。	3
【Q1-2】 助成金説明会や個別相談会はありますか。	3
【Q1-3】 地球環境基金の助成は、他の助成制度等と併せて受けることができますか。	3
【Q1-4】 助成メニューはどのような種類がありますか。	4
【Q1-5】 LOVE BLUE 助成とは何ですか。	5
【Q1-6】 一度助成要望をして不採択となった場合、翌年度以降も採択されることはないの でしょうか。	5
2. 助成対象となる団体	6
【Q2-1】 助成の対象となる民間団体の要件は？	6
【Q2-2】 助成の対象となる NGO・NPO の条件として、規約、組織体制、実施能力を厳格 に求めるとすれば、結果として規模の大きな団体だけが選定されるのではありませんか。 ..	7
【Q2-3】 同一団体で複数の要望書を提出できますか。	7
【Q2-4】 いわゆる業界団体なども助成の対象になりますか。	7
3. 助成対象となる活動	8
【Q3-1】 助成の対象となる活動はどのようなものですか。	8
【Q3-2】 具体的にどのような活動が助成対象になりますか。	9
【Q3-3】 助成の対象となる活動の要件にある「開発途上地域」とは、具体的にはどこを指 すのですか。	9
【Q3-4】 活動が複数年度にわたる場合、継続的に助成が受けられるのですか。	9
【Q3-5】 既に実施している活動に対しても、助成は行われますか。	9
【Q3-6】 団体の活動実績として、ほぼ同様のメンバーであれば体制が変わる前の活動も、 活動実績に含まれますか。	10

【Q3-7】 どのような活動が不採択になりやすいですか。	10
【Q3-8】 ロジックモデルとは何ですか。	10
4. 助成対象となる経費	11
【Q4-1】 助成金の額はどの程度まで認められるのですか。	11
【Q4-2】 どのような経費が助成金の対象になりますか。	12
【Q4-3】 「活動基盤強化費」とは何ですか。	13
【Q4-4】 「活動基盤強化支援プログラム」や「伴走支援費」とは何ですか。	13
【Q4-5】 対象経費に、その団体の事務所費等が含まれないのはなぜですか。	14
【Q4-6】 国内での環境保全に関する普及啓発の活動として、テレビ等による広報は助成の対象になりますか。	14
【Q4-7】 助成金の交付決定を受けた活動の実施中に、現地での賃金や資材の価格等、経済情勢により大幅に増加した場合には、その差額分は助成対象になりますか。	14
5. 助成金の手続き	15
【Q5-1】 地球環境基金助成の要望及び申請の手続きはどうしたらよいでしょうか。	15
【Q5-2】 助成金の支払いは、どのように行われますか。	15
【Q5-3】 災害など不測の事態により助成対象活動を中止する場合には、どうすればよいでしょうか。	15

1. 助成全般

【Q1-1】 地球環境基金の助成を要望できる期間はいつですか。

【A】

地球環境基金の要望受付は毎年 10～11 月頃行われ、翌年 4 月から始まる活動を対象とします。

募集案内の公表は毎年 9 月頃を予定しているため、ホームページをご確認ください。

【Q1-2】 助成金説明会や個別相談会はありますか。

【A】

毎年、募集案内の公表にあわせて助成金説明会(オンライン、全 3 回程度)と個別相談会(オンライン、1 団体 15 分、全 8 日程度)を開催しています。

詳細はホームページをご確認ください。

【Q1-3】 地球環境基金の助成は、他の助成制度等と併せて受けることができますか。

【A】

地球環境基金以外の国又は国の機関からの補助金、助成金、委託費を受けることとなる活動は助成対象となりません。

(例)NGO連携無償資金協力、NGO事業補助金、JICA 草の根技術協力、子どもゆめ基金、福祉医療機構 WAM 助成、地域循環共生圏支援体制構築事業 等

※ただし、団体が実施する助成活動以外の活動についてはこの限りではありません。

民間の財団法人や公益信託、地方公共団体による助成制度は、地球環境基金による助成と併せて受けることが可能です。

※なお、民間の助成制度を併せて受ける場合でも、同一経費を重複して助成を受けることはできません。

【Q1-4】 助成メニューはどのような種類がありますか。

以下の助成メニューがあります。

※戦略プロジェクトは年度により募集内容・期間等が異なりますので、詳細は募集案内をご確認ください。

助成メニュー	概要	対象活動
通常助成 (基礎型)	団体の創意工夫のもと、新たな環境保全活動に挑戦しようとするものを支援	・新規性のある環境保全活動 ・活動の準備、基盤作りを行う活動等
通常助成 (発展型)	団体の環境保全活動を定着させ、組織の成長と社会課題解決を目指していくものを支援	・多様な主体との連携、協働を通じて、環境保全活動が発展するための仕組みづくり等に取り組む活動 ・調査や普及啓発など既存の環境保全活動をベースに、将来の社会的インパクトの創出に寄与する活動 ・国際会議を機に国内での取組の促進を行う活動 等
戦略プロジェクト・政策課題協働型・代表団体	政策課題について、市民社会に期待される活動と連携して取り組むものを支援	多主体と連携し、設定された政策課題の解決を目指す活動
戦略プロジェクト・政策課題協働型・実行団体	政策課題について、代表団体と連携して取り組むものを支援	代表団体と連携して行う活動
戦略プロジェクト・地域協働型	持続可能な地域づくりに向けた地域の担い手づくり、仕組みづくりに取り組むものを支援	協働体制を構築し、地域課題解決に向けた地域の担い手づくりや仕組みづくりを行う活動
企業連携プロジェクト・LOVE BLUE	(一社)日本釣用品工業会からの寄付を原資とした水辺の環境保全を目的とした企業連携プロジェクト	清掃活動などの水辺の環境保全活動

【Q1-5】 LOVE **BLUE** 助成とは何ですか。

【A】

一般社団法人日本釣用品工業会が、「LOVE **BLUE**～地球の未来を～」のスローガンを掲げ、つり環境ビジョンコンセプトに基づく LOVE **BLUE** 事業として公益財団法人日本釣振興会と協働で取り組む環境・美化事業です。

全国各地の環境・美化事業がより一層、幅広く展開されることが期待されます。

【Q1-6】 一度助成要望をして不採択となった場合、翌年度以降も採択されることはないのでしょうか。

【A】

一度不採択となった場合でも、翌年度に再度助成の要望をいただければ、助成が受けられる可能性があります。

地球環境基金による各年度の助成事業は、予算の範囲内で優先度等を考慮して各年度の助成対象を決定しています。こうした事情から、助成要望を受けた案件が助成対象の要件に適合すると認められるとしても、結果として不採択となるケースも考えられます。全体の応募状況は各年度で異なりますので、翌年度に再度助成の要望をいただければ、助成が受けられる可能性があります。

また、不採択となった場合は、要望時に利用した「[地球環境基金助成金申請システム](#)」のマイページ内で不採択理由を表示しますので、翌年度以降の要望時にご参照ください。

2. 助成対象となる団体

【Q2-1】 助成の対象となる民間団体の要件は？

【A】

助成金の交付を受けることができる団体は、環境保全活動を行う民間の団体で、次のいずれかに該当するものとします。

- ① 特定非営利活動法人
- ② 公益社団法人、公益財団法人
- ③ 一般社団法人、一般財団法人

法人税法上の非営利型法人の要件を満たすこと。なお、応募時点で非営利型法人の要件を満たしていない場合は、内定後 5 月に予定している交付申請書の提出までに非営利型に移行することが交付決定の条件になります。

④ 任意団体

法人格を有さず、営利を目的としない民間団体で、次の条件を全て満たすもの

ア. 定款、寄付行為に準ずる規約を有すること。

イ. 団体の意思を決定し、要望に係る活動を執行する組織及び自ら経理することができる会計組織を有していること。

ウ. 理事 2 名以上及び監事 1 名以上設置されていること。(口案件は除く)

エ. 役員会や監事の設置など意思決定を行うための組織及び権限について、定款等に定めていること(口案件は除く)

オ. 理事の業務執行状況や財産状況等を監査するための監事の権限について、定款等に定めていること(口案件は除く)

カ. 活動の本拠としての事務所を有していること。

ただし、下記に該当する場合は助成の対象団体となりません。

- 1) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団もしくはその統制下の団体と関係を有している場合。
- 2) 過去3年以内に本助成金交付事業又は他の補助、助成事業において、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」等に基づく交付決定の取消し、返還命令、罰則等の処分を受けたことがある場合、又は、当該処分を受けた際の団体の役員が、代表者又はこれに相当する者として含まれている場合。

【Q2-2】 助成の対象となる NGO・NPO の条件として、規約、組織体制、実施能力を厳格に求めるとすれば、結果として規模の大きな団体だけが選定されるのではありませんか。

【A】

地球環境基金による助成事業は、国の出資金や民間の浄財を財源としていることから、助成対象の決定に当たっては、その団体の事業実施の確実性について十分審査する必要があります。このような考え方から、助成要望があった民間団体の規約、体制、実施能力等については適切な考慮が必要ですが、一方において、民間団体の積極的な活動を促進するという本制度の趣旨から、予算規模の小さな団体であっても、その活動が環境保全の観点から意義があり、かつ、その活動の実施能力があると認められる場合には、十分、助成対象になり得ます。

【Q2-3】 同一団体で複数の要望書を提出できますか。

【A】

同一団体における複数の要望書提出は認められておりません。

【Q2-4】 いわゆる業界団体なども助成の対象になりますか。

【A】

その団体が、民間の発意に基づき活動を行うこと、営利を目的としないことの2つの条件を満たしていれば、助成の対象となる可能性はあります。

ただし、国及び民間の拠出を広く求め、独立行政法人環境再生保全機構が助成を行う本基金の性格から見て、特定の団体の構成員のみが恩恵を受けるような活動は助成の対象になじまないと考えられ、その団体の活動が、真に環境の保全に役立つことに加え、その活動の成果が広く国民や開発途上地域の住民等に及ぶものであることが必要であると考えられます。

3. 助成対象となる活動

【Q3-1】 助成の対象となる活動はどのようなものですか。

【A】

①分野

活動の分野は、民間の非営利団体が行う環境保全活動を助成対象としています。

- a. 自然保護・保全・復元
- b. 森林保全・緑化
- c. 砂漠化防止
- d. 環境保全型農業等
- e. 脱炭素社会形成・気候変動対策
- f. 循環型社会形成対策
- g. 大気・水・土壌環境保全
- h. 総合環境教育
- i. 総合環境保全活動
- j. 復興支援等
- k. その他の環境保全活動

②区分

活動の区分は、団体所在地及び活動地によって以下のように大別されます。

- ・イ案件：国内の民間団体による開発途上地域での環境保全のための活動
- ・ロ案件：海外の民間団体による開発途上地域での環境保全のための活動
- ・ハ案件：国内の民間団体による国内での環境保全のための活動

③形態

活動の形態は、以下の 4 種類に対し幅広く助成対象としています。

- a. 実践
- b. 知識の提供・普及啓発
- c. 調査研究
- d. 国際会議

【Q3-2】 具体的にどのような活動が助成対象になりますか。

【A】

民間の非営利団体が行う環境保全活動を幅広く助成対象としています。

具体的な活動(プロジェクト)については、個別の助成応募を受けた上で、その内容を踏まえて判断します。

過去の助成先団体の活動は「[助成先団体の検索](#)」画面をご参照ください。

また、要望受付期間前にはオンライン個別相談も実施しています。

【Q3-3】 助成の対象となる活動の要件にある「開発途上地域」とは、具体的にはどこを指すのですか。

【A】

開発途上地域とは、開発援助委員会(DAC:Development Assistance Committee)による援助受取国・地域リストに明記されている国を指します。

「援助受取国・地域リスト」は各年度の募集案内をご参照ください。

【Q3-4】 活動が複数年度にわたる場合、継続的に助成が受けられるのですか。

【A】

助成メニューにより複数年計画での要望が可能です。

ただし、このような案件についても、毎年度、要望書を提出していただき、審査の上、助成決定を受けていただく必要があります。

【Q3-5】 既に実施している活動に対しても、助成は行われますか。

【A】

助成活動関連分野における活動実績を一定期間有している必要があります。

したがって、既に実施している活動(プロジェクト)も助成の対象となりますが、定例活動に限った申請ではなく、各助成メニューの概要・対象活動を踏まえて要望内容をご検討ください。

活動実績を有する年数の要件は助成メニューにより異なりますので、詳細は各年度の募集案内をご確認ください。

【Q3-6】 団体の活動実績として、ほぼ同様のメンバーであれば体制が変わる前の活動も、活動実績に含まれますか。

【A】

例として、任意団体として活動しており、その後法人格(特定非営利活動法人や一般社団法人)を取得後に地球環境基金助成金に応募した場合、前身となる任意団体の活動も実績として含まれる場合があります。

個別の助成応募を受けた上で、その内容を踏まえて判断します。

【Q3-7】 どのような活動が不採択になりやすいですか。

【A】

不採択になりやすい例として、「市民が主体的に関わる仕組みがない場合」、「環境問題や社会課題解決に向けた具体的な計画を有していない場合」などがあります。

詳細は各年度の募集案内の「審査方針」をご確認ください。

【Q3-8】 ロジックモデルとは何ですか。

【A】

【上位目標 → アウトカム(成果目標) → アウトプット(活動実施目標) → 活動計画】

の論理的つながりを示すものです。地球環境基金はアウトカム(成果)志向の助成金であり、最終的に実現したい環境の状態の実現に向けた具体的かつ効果的な活動計画が求められます。

詳細は各年度の募集案内の「要望書作成のポイント」をご確認ください。

4. 助成対象となる経費

【Q4-1】 助成金の額はどの程度まで認められるのですか。

【A】

助成額の上限は、助成メニューによって異なります。

※戦略プロジェクトは年度により募集内容・期間等が異なりますので、詳細は募集案内をご確認ください。

助成メニュー	助 成 期 間	要望可能額(年間)
通常助成 (基礎型)	1 年間	50～200 万円
通常助成 (発展型)	最大 3 年間	200～800 万円
戦略プロジェクト・政策課題協働型・代表団体	最大 5 年間	200～800 万円(1 年目) 800～1,200 万円(2～5 年目)
戦略プロジェクト・政策課題協働型・実行団体	最大 4 年間	200～800 万円
戦略プロジェクト・地域協働型	最大 5 年間	200～800 万円(1 年目) 800～1,200 万円(2～5 年目)
企業連携プロジェクト・LOVE BLUE	1 年間	寄付総額の範囲内 ※2025 年度実績 10 件、総額 1,390 万円(交付決定額)

【Q4-2】 どのような経費が助成金の対象になりますか。

【A】 助成の対象となる経費は下記をご参照ください。

※各区分の上限等詳細については、各年度の募集案内をご確認ください。

経費	内容	備考
① 賃金	アルバイト賃金 常勤職員賃金	○団体と雇用関係にあり、助成活動を推進する役職員に係る賃金 ※代表者及び監事の賃金は対象外 ○ロ案件代理人のアルバイト賃金
② 謝金	謝金	○講師・専門家等への謝金 ○原稿執筆謝金 ※団体の有給の役職員への謝金は助成対象外であるが、無給の場合には申請可能
③ 旅費	交通費	○航空運賃(エコノミークラス) ○鉄道・バス・船舶等の運賃 ○ガソリン代金、車両借料、駐車料金
	宿泊費	○宿泊費(食費・日当・手当は対象外) ※各地域により上限あり
	その他	○高速道路料金、ビザ・パスポート発行料、旅行保険料等
④ 物品・ 資材購入費	物品・ 資 材 購 入 費	○機材購入費・資材購入費・書籍購入費
⑤ 借損料・ 役務費	借損料	○会場費、○機材借料
	役務費	○通訳料、○翻訳料、○印刷費
	外 部 委 託 費	○調査等業務委託費、○建築物の工事費、○設備等の設 営費
⑥ 事務管理費	管理費	○事務用品費・通信費・郵送費・手数料

※上記以外の「活動基盤強化費」や「活動基盤強化支援プログラム伴走支援費」については次ページまたは各年度の募集案内をご確認ください。

【Q4-3】「活動基盤強化費」とは何ですか。

【A】

「活動基盤強化費」とは、助成終了後も活動の規模や成果が拡大し、助成事業が継続し、団体が成長できるための活動基盤を強化するための経費です。要望総額のうち1割を上限に活用いただけます。詳細は各年度の募集案内をご確認ください。

(活動基盤強化費の例)

- ・団体スタッフ人材育成として、マネジメントや広報に関する研修受講に係る費用
- ・様々なノウハウ習得のための書籍購入費用
- ・アドバイザーや中間支援組織等、第三者の支援に係る費用

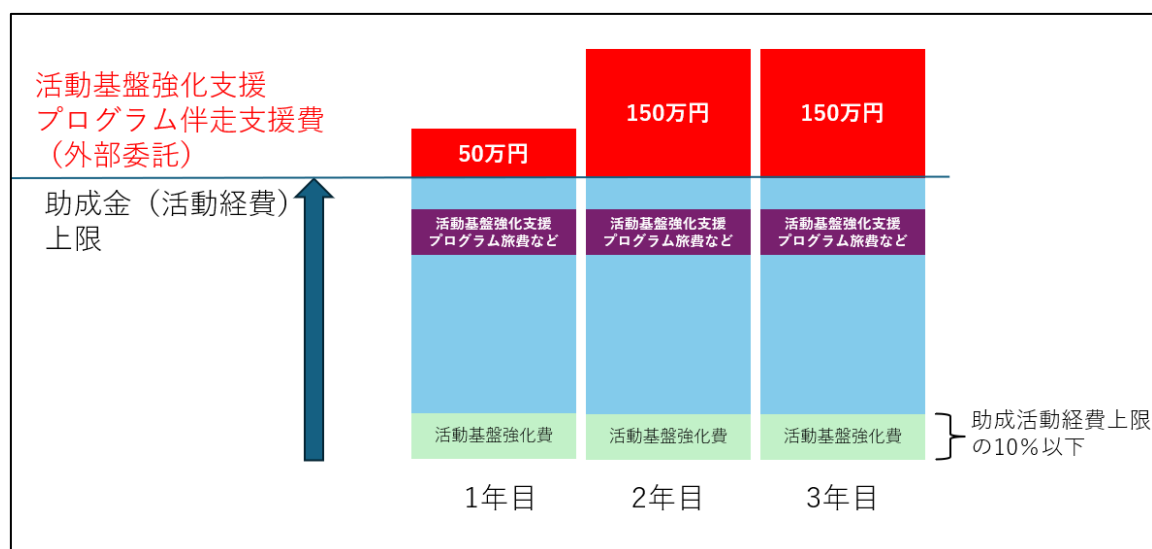
【Q4-4】「活動基盤強化支援プログラム」や「伴走支援費」とは何ですか。

【A】

「活動基盤強化支援プログラム」とは、地球環境基金が開催する研修の受講と第三者の伴走支援を通じて、助成期間終了後にも活動を持続的に継続できるよう支援するプログラムです。「通常助成(発展型)/3年計画/イ案件またはハ案件」へ要望する団体は、助成活動に加えてプログラムへの要望が可能です。

「伴走支援費」とは、活動基盤強化支援プログラムのうち、第三者の伴走支援組織に支払う経費(委託費)です。通常助成(発展型)の要望額(助成活動費)に加えて、一定金額(1年目:上限50万円、2,3年目:上限150万円)の伴走支援費を要望可能です。要望された助成活動及び活動基盤強化支援プログラムが採択となった場合の内定額は「助成活動費+伴走支援費」を含めた金額となります。

詳細は各年度の募集案内をご確認ください。



【Q4-5】 対象経費に、その団体の事務所費等が含まれないのはなぜですか。

【A】

地球環境基金の助成事業は、民間団体が自主的・主体的に行う環境保全の活動に着目し、その活動のために直接的に必要となる経費を助成しようとするものです。したがって、個々の民間団体の基本的な存立基盤にかかわる事務所費等の経常的経費は助成の対象にはなりません。

【Q4-6】 国内での環境保全に関する普及啓発の活動として、テレビ等による広報は助成の対象になりますか。

【A】

助成の対象となる活動には、「広範な国民に対して行う環境の保全に関する啓発及び知識の普及」が含まれており、その手段の一つとしてあり得るものと考えられます。

しかしながら、本件助成は限られた予算の中で行う必要があるため、助成要望があった案件の中で優先度の高いものから順に行われることになります。したがって、その活動が環境保全のために、真に必要かどうか、そのための費用と効果との関係はどうか等総合的に勘案して判断されることになると考えられます。

【Q4-7】 助成金の交付決定を受けた活動の実施中に、現地での賃金や資材の価格等、経済情勢により大幅に増加した場合には、その差額分は助成対象になりますか。

【A】

助成金の配分額は、地球環境基金の資金計画に基づいて決められるため、個々の活動(プロジェクト)の実施過程で経済情勢等による経費の上昇があっても、助成金交付決定通知書に示された総額を超えて助成金を交付することはできません。

このような場合には、地球環境基金担当者へ早めにご相談ください。

5. 助成金の手続き

【Q5-1】 地球環境基金助成の要望及び申請の手続きはどうしたらよいでしょうか。

【A】

要望及び内定後の交付手続き等はすべて「[地球環境基金助成金申請システム](#)」を利用します。
事前にマイページを作成してください。(要望受付期間外も作成可能です)

なお、下記の団体は既に取得しているログイン ID、パスワードをもとにログインしてください。

- ・2023 年度以降、助成を受けていた団体
- ・2023 年度以降、要望書を作成した団体
- ・2014～2022 年度に助成を受けていた団体

※ログイン情報が不明な場合は、下記情報を記載し、「kikin_youbou@erca.go.jp」宛にメールにてお問い合わせください。

- ・団体名（団体名称を変更した場合は、旧団体名も記載）
- ・助成を受けていた年度
- ・現在、団体で使用している代表メールアドレス
- ・13 桁の法人番号（法人格を有している団体のみ）

【Q5-2】 助成金の支払いは、どのように行われますか。

【A】

助成金の交付決定を受けた団体は、年に 3 回助成金の支払申請手続きがあります。
原則精算払いとなりますので、領収書等必要書類を取得のうえ「[地球環境基金助成金申請システム](#)」にて提出していただきます。

【Q5-3】 災害など不測の事態により助成対象活動を中止する場合には、どうすればよいでしょうか。

【A】

既に一部実施済みの活動がある場合には、実施分の支払申請手続きをしてください。
万が一すべての活動を中止する事態が生じてしまった場合には、助成活動中止・廃止承認申請書(助成金交付要綱第10条)を提出し、その承認を受けていただくことになります。